

まちづくりのルール

まちづくり基本条例
修正可決
特別委員会（議長を除く全議員）で審議

まちづくり基本条例とは？

南風原町は「参画と協働」のもと、まちづくりに取り組んできました。

さらに参画と協働を推進するため、まちづくりの理念や進め方に対して、公募委員が意見を出し合い、パブリックコメントを募り、本条例が誕生しました。誰もがまちづくりの主役となり、行動していくためのルールが「まちづくり基本条例」です。町民・議会・行政がそれぞれの役割を理解し、「情報共有」「参画と協働」のまちづくりを進めることを明記し、町条例の最高規範として位置付けました。

町民

町政や地域活動に積極的に参画するよう努めます。



みんながまちづくりの主役

情報の共有
参画と協働

町議会

公正で民主的な視点のもと、開かれた議会を目指します。



行政(町長・職員)

計画的・効果的な行政運営と職員的能力向上を図ります。

全会一致で修正可決

「町民の役割」について、次のような修正案を提出し、可決しました。

修正前

条例のなかで町民に「責務」が課されている。

修正後

「町民の役割と責務」に関する4か所から「責務」の文言を削除する。

条例で町民に対して、まちづくりへの参画に責務を課することは適当でないと考えました。また、「責務」の文言を削除しても、条文の趣旨に影響が生じないと判断し、まちづくり基本条例の一部を修正しました。

賛否分かれる

南部広域行政組合同規約の変更について

	中村勝	大城真孝	上原喜代子	玉城勇	浦崎みゆき	大城毅	宮城寛諄	金城好春	宮城清政	知念富信	赤嶺奈津江	花城清文	赤嶺雅和	照屋仁士	玉城光雄
採決の結果	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
可決	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○

○：賛成 ×：反対 欠：欠席
-：中村勝議員は議長のため採決に加わりません

規約変更の内容は？

- ・管理者制から理事会制へ変更
- ・組合議員は構成市町村の議長で構成する
- ・一部団体のみの関係議案は関係市町村選出議員の過半数の賛成が必要（特別議決）